

主な改定内容

- 1) 用途別 (一般用・業務用) 料金体系から口径別料金体系に変更
- 2) メーター使用料の廃止 (新料金の基本料金に含める変更)
- 3) 基本水量を10^mから6^mに変更
- 4) 従量料金の区画を、4区画から6区画へ変更

新料金の算出のしかた

メーター口径13mmのお客様が2か月で40^m使用した場合

⇒1か月あたり20^m

【基本料金】 1,300円

【従量料金 7~10^m】 4^m × 10円 = 40円

【従量料金11~20^m】 10^m × 145円 = 1,450円

1か月あたり(税抜き) 2,790円

2,790円 × 1.10 (消費税等) = 3,069円

2か月あたり 3,069円 × 2か月 = 6,138円

簡易計算が出来ます



左記を読み取り、「新旧対応水道料金簡易計算表」をクリックし、現在の契約内容と使用水量を入力すると、新旧料金比較が出来ます。

【参考】新旧料金2か月あたり対照表

現在の契約が一般用で口径13mmのお客様(消費税込み)

使用水量	旧料金	新料金	増加額	使用水量	旧料金	新料金	増加額
12 ^m まで	2,574円	2,860円	286円	40 ^m	5,544円	6,138円	594円
15 ^m	2,574円	2,893円	319円	45 ^m	6,369円	6,974円	605円
20 ^m	2,574円	2,948円	374円	50 ^m	7,194円	7,810円	616円
25 ^m	3,311円	3,745円	434円	55 ^m	8,019円	8,646円	627円
30 ^m	4,059円	4,543円	484円	60 ^m	8,844円	9,482円	638円
35 ^m	4,796円	5,340円	544円	65 ^m	9,669円	10,318円	649円

標準的な一般家庭が2か月で水量40^mを使用した場合、1日当たり約10円の値上げとなります。

新料金の適用について

本市では、検針及び料金徴収を2か月毎に行っています。このため、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区があります。新料金の適用については、下記のとおりです。

なお、水道料金のお支払いは、検針日の翌月となります。

対象	検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
4月1日以前からご使用の方	奇数月検針		旧料金	検針日	新料金	検針日	
	偶数月検針	旧料金	検針日	新料金	検針日		